

医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険料により運営する医療制度です。

医療制度の変更点

保険税(料)率の改正

○国民健康保険

医療給付費分の課税限度額を630,000円から650,000円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を190,000円から200,000円にそれぞれ引き上げます。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
所得割※	5.2%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	22,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	15,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額に税率をかけて算出します。

○後期高齢者医療制度

所得割の料率を引き下げます。均等割額を引き上げます。保険料賦課限度額を引き上げます。保険料率の改定は2年ごとに、愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。

年度	令和3年度	令和4年度
所得割	9.64%	9.57%
均等割(1人あたり)	48,765円	49,398円
賦課限度額	64万円	66万円

【保険料率が減少する主な理由】

診療報酬および窓口負担割合の見直し(2割負担創設)により、1人あたりの医療給付費の減少が見込めるため

国民健康保険制度の変更点

未就学児にかかる均等割額の軽減措置

令和4年度から国民健康保険に加入されている未就学児(年度末時点での年齢が6歳以下のお子さん)にかかる均等割額を2分の1軽減します。軽減の判定は自動でされるため、申請をする必要はありません。

※前年の収入が一定以下の世帯に適用される均等割軽減の対象の世帯の未就学児については、当該軽減適用後の均等割額を2分の1軽減します。

後期高齢者医療制度の変更点

後期高齢者医療制度の被保険者証の更新

新しい被保険者証を今年度は全員に2回お送りします。7月に送付する被保険者証(赤茶色)の有効期限は令和4年9月末までです。10月以降は9月に改めて送付する被保険者証(青色)をお使いください。

後期高齢者医療費の窓口負担割合の変更

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月に届く2回目の被保険者証でご確認ください。

【後期高齢者医療制度、保険料の算定方法、保険証の負担割合などに関する問合せ】

後期高齢者医療コールセンター(☎0570-011-558 午前8時45分~午後5時15分)

※7月11日~12月28日(土・日曜日、祝日を含む毎日) ※利用には通話料がかかります。

国民健康保険高齢受給者証の更新

昭和22年8月2日~昭和27年7月1日生まれの国民健康保険加入者は医療費の自己負担割合を示す高齢受給者証が更新されます。新しい高齢受給者証(白色)は7月下旬に送付します。

現在の高齢受給者証(橙色)は7月31日で有効期限が切れます。8月1日以降に医療機関等で診療を受けるときは、保険証とともに新しい高齢受給者証を窓口に提示してください。

期限の切れた高齢受給者証は、個人情報特定できないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。



問・国民健康保険について 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)
 ・後期高齢者医療制度について 国保医療課 医療係 (☎95-0151)

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

【限度額適用認定制度】

医療機関受診時に提示することにより、医療機関が医療費を請求する際(食事代・差額ベット代等は除きます)、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、これは、医療機関の窓口での支払額を自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

【標準負担額減額制度】

入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合はさらに減額されることがあります。

なお、現在の認定証の有効期限は7月31日までです。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、国保医療課でご確認ください。

令和4年度の保険税(料)額をお知らせする通知を送ります (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

前年中の所得に基づき計算した保険税(料)額を7月中旬に送ります。

普通徴収(口座振替や納付書により納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	令和5年 1/31(火)	令和5年 2/28(火)

国民健康保険

○納税義務者は世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。
- 口座振替による納付の注意**
以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

特別徴収(年金からの天引きにより納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	令和5年 2月

年金受給者は、原則として、保険税(料)を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収(口座振替や納付書による納付)となります。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

(国民健康保険の場合)

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収(口座振替)」で保険税(料)を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収(口座振替や納付書による納付方法)」で保険料を納めることとなります。



○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

【国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免の対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人
⇒令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期に係る保険税(料)を全額免除します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、一定の条件を満たす人
⇒条件別の減免割合により令和4年4月1日～令和5年3月31日の納期にかかる保険税(料)の一部を減額します。

○新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険および後期高齢者医療制度加入中の被用者等に対する傷病手当金の支給について

【傷病手当金の支給対象となる人】

新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない人(給与等の支払いを受けている人に限ります。)

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・傷病手当の支給を受けるためには申請が必要です。それぞれ一定の条件を満たす必要があるため、申請を希望する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

○国民年金保険料の免除制度について

① 免除(全額免除・一部免除(一部納付))申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月～6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

② 納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得(1月～6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間 7月1日から令和4年度分の受付が始まります。

③ 学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間 4月から令和4年度分の受付をしています。

【①・②・③共通事項】

持 年金手帳またはマイナンバーカード(通知書)、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など、学生の方は学生証もしくは在学証明書

※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

※前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

④ 産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産も含む)をいいます。

対 平成31年2月1日以降に出産した人

▼受付期間 出産予定日の6か月前から

持 年金手帳またはマイナンバーカード(通知書)、母子手帳

※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123) 刈谷年金事務所(☎21-2110)

